

2四教学第149号
令和2年5月14日

各学校長 様

四万十町教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業からの
教育活動の再開について（通知）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
うえのことにつきまして、下記の内容を確認の上、適切に対応いただきますと
ともに、保護者の皆さまにもご周知ください。

記

(1) 児童生徒の学習内容の保障について

児童生徒の学習内容の定着状況を確認し、著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業や個別の対応など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。

(2) 夏季休業期間の取扱いの方針について

4月21日～5月6日の臨時休業により、削減された授業時間を保障するため、四万十町立小・中学校における令和2年度の夏季休業を以下のとおりとする。

1学期終業日	7月31日（金）
夏季休業期間	8月1日（土）～8月31日（月）
2学期始業日	9月1日（火）

(3) 学校行事について

- ① 各校で予定している行事については、感染症対策を万全にして、工夫しながら行う。
- ② 開催を予定していた四万十町教育委員会主催の以下の行事については、児童生徒が集合する場面を減らすために、令和2年度は実施しない。
 - 窪川地区小学校水泳大会、大正・十和地区小学校水泳大会
 - 水ケーション事業
 - 四万十ふるさと学推進事業～四万十川体験～
(実施予定日：8月5日、対象：町内の小学校5年生全員)
 - 窪川地区音楽祭、大正・十和地区音楽祭
 - 窪川地区小学校陸上記録会、大正・十和地区小学校陸上記録会

(4) 体育の授業について

- ① 体育の授業への参加について、内科健診が未実施であるため、保護者の承諾書の提出を必要とする。(別紙1参照)
- ② 熱中症についても注意が必要な時期になるため、運動する場面ではマスクをはずすなど、児童生徒の健康状態に留意しながら授業を行う。
- ③ 水泳の授業については、現時点では水を介した新型コロナウイルスの感染は確認されていないが、更衣室、プールサイドなどで密になる状態は避けるべきである。4月28日にスポーツ庁から「今年度の学校教育における水泳の授業の取扱いについて、なるべく早期に別途、お示しする予定」との通知が出ている。四万十町教育委員会としては、密になる状態を避け、授業を行うこととしたいので、準備を進めてほしい。

(5) その他

- ① 熱中症対策として、教室等ではエアコンなどを適宜使用し、温度調整を行う。また、感染症対策として定期的に窓を開けるなど換気を行う。
(その際、エアコンの電源は切らないこと。)
- ② マスク着用により、水分補給の機会などが減ることも考えられるため、意識して水分を補給するよう指導する。